

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年10月6日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社静岡伊勢丹  
静岡市葵区呉服町一丁目7番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社伊勢丹 東京都新宿区新宿三丁目14番1号 代表取締役 大西洋  
上杉博章 静岡市葵区昭府一丁目19番36-4号
- 3 変更をした事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）株式会社伊勢丹 代表取締役 武藤信一  
（変更後）株式会社伊勢丹 代表取締役 大西洋
- 4 変更をした年月日  
平成21年6月26日
- 5 届出年月日  
平成21年8月26日